

## 長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 長崎駅周辺エリア内において整備する主要な施設（以下「対象施設」という。）に関し、一体的で魅力あるデザインの検討を行うため、「長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。（対象施設は別図に示すとおりとする。）

### (所掌事務)

第2条 検討会議においては、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」（以下「基本計画」という。）案の作成に関すること。
- (2) 基本計画に基づく、各事業者とのデザイン調整に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討会議は、別表1に掲げる専門家及び行政機関の職にある者をもって組織する。

- 2 検討会議の設置期間は、対象施設が完成するまでとする。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 検討会議の下に、基本計画に関する素案作成を行う「長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討作業部会」（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

### (座長等)

第4条 検討会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、検討会議の意見を取りまとめる。
- 4 副座長は、座長が指名し、決定する。
- 5 副座長は、座長に事故があるときの職務代理者となる。
- 6 作業部会に、部会長を置く。
- 7 部会長は、座長が指名し、決定する。
- 8 部会長は、作業部会の意見を取りまとめる。

### (検討会議)

第5条 検討会議は、県が必要に応じて開催する。

- 2 検討会議の議長は、座長があたる。
- 3 座長が必要と認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、長崎県土木部都市政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

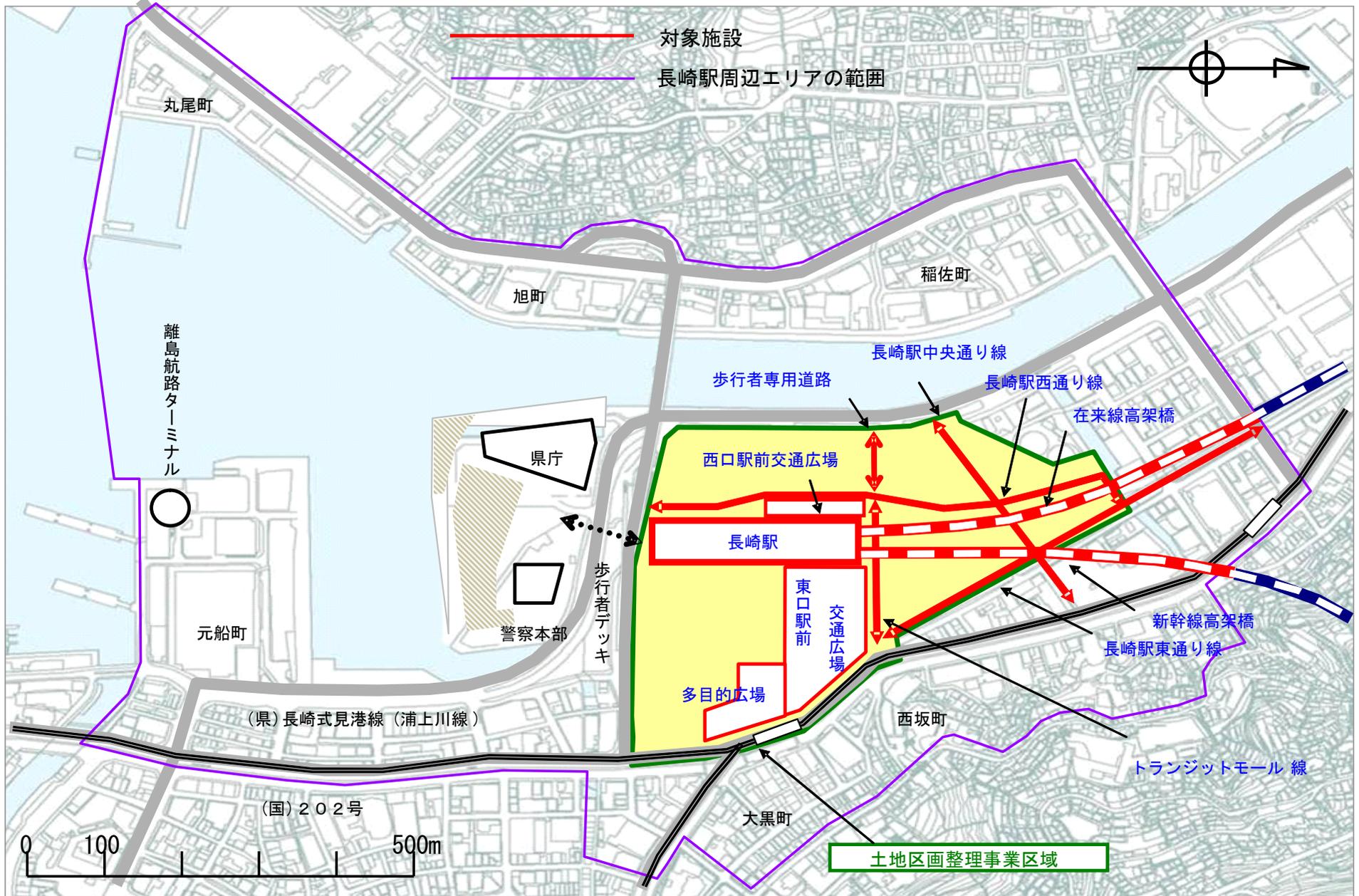
この要綱は、平成26年4月14日から施行し、検討会議の設置期間が終了したとき、その効力を失う。

この要綱は、平成28年10月24日から施行し、検討会議の設置期間が終了したとき、その効力を失う。

この要綱は、平成29年4月27日から施行し、検討会議の設置期間が終了したとき、その効力を失う。

この要綱は、平成30年7月24日から施行し、検討会議の設置期間が終了したとき、その効力を失う。

# 【 対象施設 】



別表1

長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議名簿

【専門家】

氏名	役職名
片山 健介	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 准教授
岸井 隆幸	日本大学理工学部 特任教授
篠原 修	東京大学 名誉教授 (特非)GSデザイン会議 代表
高尾 忠志	九州大学 持続可能な社会のための決断科学センター 准教授
林 一馬	長崎総合科学大学 名誉教授

五十音順 敬称略

【行政機関】

長崎県企画振興部新幹線・総合交通対策課長

長崎県土木部新幹線事業対策室長

長崎県土木部都市政策課長

長崎市文化観光部観光政策課長

長崎市まちづくり部景観推進室長

長崎市まちづくり部長崎駅周辺整備室長